人権条例と地域社会の人権の発展

金仲燮(キム・ジュンソプ) 慶尚(キョンサン)大学 社会学部教授

目次

1、問題提起	2
2、人権条例の制定と運営の現状	3
1) 広域自治体の人権条例の制定と運営の状況	4
2) 基礎自治体の人権条例の制定と運営の状況	5
3. 人権条例の運営の特徴	8
4、地域社会の人権発展の方策の模索	12
5、おわりに	14
参考文献	16
【表 1】広域の地方自治体での人権条例の現況	18
【表 2】ソウル特別市の基礎自治体における人権条例の現況	21
【表 3】釜山広域市の基礎自治体における人権条例の現況	23
【表 4】広域市(大邱、光州、蔚山、大田)の基礎自治体における人権条例の現況…	24
【表 5】京畿道の基礎自治体における人権条例の現況	26
【表 6】道(京畿道を除く)の基礎自治体における人権条例の現況	28

※目次のタイトルをクリックしますと、目的のページに移動します。

1、問題提起

人権はいついかなる時に侵害され、ふみにじられるかはわからない。とりわけ、日常生活の現場である地域コミュニティにおいて様々な形態の人権侵害が絶え間なくおきている。今日、韓国社会では、女性、子ども、高齢者、障害者、非正規職労働者、移住労働者、結婚移住女性とその子どもたち、性的マイノリティといった様々な社会的弱者が家庭・学校・職場・地域のそこかしこで差別や社会的排除、暴力による深刻な人権侵害を被っているが、その状況の改善無くして実質的な人権の促進と擁護を期待することは難しい。

それは被害当事者個人の苦痛や挫折や不満にとどまらず、社会全体の不安を助長し、集団の対立や衝突を生む。つまり人権問題は特定の集団、とりわけ社会的弱者だけの問題ではなく、すべての構成員に直結した事柄である。人権侵害はいかなる場合も容認できないものであり、様々な社会問題を引き起こすという点で、早急に効果的な解決策を模索しなければならない。その一つとして地域共同体レベルで住民の積極的参加が求められる。特に、地域社会で絶大な影響力を持つ地方自治体(以下、自治体)が、住民の人権の促進と擁護のための政策と事業を積極的に推進しなければならない。自治体が人権行政を推進する法的根拠である人権条例の制定と実施は、「人権の地域化」つまり、国際条約や憲法、法律で規定された人権を地域社会で実現することの核となるものであり、人権に根ざした地域コミュニティ作りを引っ張っていく出発点である。

自治体の人権条例は、韓国憲法および地方自治法で保障された自治立法権に基づき、上位法に抵触しない範囲で制定されるが、大きく2つのタイプに分けられる。一つは「個別課題別の人権条例」であり、他方は、「包括的な人権条例」である。課題別の人権条例は、女性、子ども、若者、学生、高齢者、障害者、移住労働者、結婚移住女性のようなマイノリティ集団の人権の促進と擁護を図ったり、教育や環境のような特定のイシューの人権の要素を強めるためである。これとは違い包括的な人権条例は、地域共同体全体の人権の実施を促進するための人権基本計画の策定、社会の構成員の責務の明記、人権の実施のための組織構成、政策樹立と執行、人権教育実施など総合的な事項を規定している。人権条例はこのようにタイプが分かれても、地域共同体のあらゆる人権の促進を図るのに補完し合う。つまり、人権条例は、地域コミュニティを人権に根ざした「まち」にするための座標であり、原動力となる。

韓国では、2000年代に入り、人権条例への関心が生まれた。2006年12月、慶尚南道晋州(チンジュ)市で市民団体による「包括的人権条例」(以下、人権条例)制定運動がスタートし、関心が高まり10年が過ぎた。晋州(チンジュ)の運動は本来の目的を達成できなかったが、その後2008年に光州で、研究者や人権団体など専門家が中心になって人権条例の制定運動が起きた。光州広域市が2009年に韓国最初の実質的な包括的人権条例である「人権増進及び民主人権及び民主人権平和都市育成条例」を制定した。これは既存の「民主人権平和都市育成条例」を改正したという形で実を結んだ。その後2010年2月、慶尚南道で、

議員発議による人権条例が制定され、7月に全羅北道が制定した。基礎自治体では同年11月に釜山(プサン)広域市の海雲台(ヘウンデ)区が初めて人権条例を制定し、釜山広域市と蔚山(ウルサン)広域市の中のいくつかの基礎自治体が後に続いた。2012年4月、国家人権委員会が勧告してから、人権条例を制定する自治体が急速に増えた。

人権条例に関する研究がとりくまれていて、晋州の市民団体の制定運動や、光州広域市、全羅北道、蔚山広域市などの市民活動や人権条例制定の過程が論じられた。また、人権条例の制定状況や内容が断続して論じられ、人権影響評価、自治体の人権委員会制度といった特定のテーマに焦点を当てたり、慶尚南道、大邱広域市など特定地域の人権条例が論じられた。人権の地域化の側面から総合的に論じられたり、人権都市の運動のコンセプトや流れ、問題点を克服するための哲学的な模索などが論じられた。

このように人権条例の必要性や制定の経過についての学問的な議論は比較的活発になされてきた。現在は人権条例の実施状況を深く考察し、究極の目的である地域住民の人権の促進と擁護に適切に貢献しているのかを評価し、実施のあり方を模索する必要があると思われる。本稿の目的は、人権条例の制定と運営の現状を点検し、その特徴を把握し、地域社会の人権促進のための方策を模索するところにある。まず人権条例制定の現状と、内容に沿って実施されているのかを考察した後、運営の特徴を把握し、地域社会で人権が発展するため、人権条例を生かす方策を提案していきたい。こうした議論はこれまでの研究を補完するものである。

2、人権条例の制定と運営の現状

2015年10月現在、韓国の人権条例の現状は、広域自治体の大部分で制定されている一方、基礎自治体は大きくは進んでいない(訳注:2016年9月現在、広域自治体17の内16で、基礎自治体226の内72で制定)。国家人権委員会の調査と自治法規定情報システムを検索すると、245の広域及び基礎自治体の内、79カ所で人権条例が制定されている(32.2%)。広域自治体と基礎自治体に分けると、広域自治体17の内、仁川広域市を除くすべての自治体で制定されているが、基礎自治体は228の内、63のみである(27.6%)。 基礎自治体の現状をさらに見ると、ソウル特別市と広域市の74区の内、36区で制定され(48.6%)、「道」内の76市の内、19市(25%)で、78郡の内、8郡(10.2%)で制定された。要するに、都市部である広域市内の基礎自治体では、半分程度制定しているが、「道」の都市部である「市」では4分の1、農村部である「郡」は10%程度であった。広域自治体と基礎自治体の制定状況には大きな差があり、基礎自治体でも都市と農村では大きな差がある。特に農村地域

_

¹ 国の国家人権委員会は人権教育を実施し、人権侵害を調査して是正を勧告する権限を持っており、また、人権発展のための政策を勧告する権限をもっている。これを根拠に国家人権委員会は人権条例の標準条例案をつくり各自治体に送って人権条例の制定を勧告した。これに従って多くの自治体が人権条例を制定した。

では絶対的多数が制定していない。つまり人権の地域化のための制度の要である人権条例の制定がなお十分ではないということだ。この点について各地域の現状を通じて確かめていきたい。

1) 広域自治体の人権条例の制定と運営の状況

広域自治体による人権条例の状況は、【<u>表1</u>】のとおりである。2009年の光州広域市から 最近の済州特別自治道(2015年10月6日公布)にいたるまで、広域自治体では続々と制定 され、それに基づく人権委員会などの人権機関が設置され、人権政策が進められてきた。

【表1】のとおり、人権条例の実施状況は各自治体で様々である。まず広域自治体16の内11で人権条例の核となるシステムと理解されている人権委員会が設置される反面(68.8%)、済州をはじめ大邱、京機道、慶尚北道、慶尚南道など4カ所はまだ設置されていない。自治体の人権委員会は、人権委員会(ソウル特別市、ソウル城北区)、人権増進委員会(慶尚南道)、人権保障及び増進委員会(釜山市)、人権増進市民委員会(光州市)、人権擁護委員会(全羅北道)、市民人権委員会(光明市)など名称が様々であり、また権限や機能、性格、運営も各自治体で異なっている。おおよそ人権関連の政策や法規、事業の審議・諮問をしたり、人権センターの運営を諮問するなど、通常の政府や自治体の委員会より広範囲の役割や機能をもっている。人権の促進と擁護の核である侵害救済や議決の権限がないという限界があるが、地域の人権問題を議論する世論作りの場という役割を担っている。しかし設置さえも順調にいっていない。2010年2月に人権条例を制定した慶尚南道は、まだ人権委員会が設置できず、2010年7月に制定公布した全羅北道では、「条例施行日から6ヶ月以内に設置しなければいけない」という附則規定にもかかわらず、2015年3月にやっと設置された。このように未設置や設置が遅れている状況は、広域自治体のみならず基礎自治体にも頻繁に生じているが、これについては後述する。

多くの広域自治体の人権委員会は15名程度の市民団体の活動家、研究者、行政部署の幹部職員で構成された。しかし運営をみれば、人権ガバナンスの発展に寄与するという期待とは裏腹に、ほぼ有名無実の状況であった。例えば、2014年に10回会議をおこなったソウル市を除いた他の自治体は1~4回会議を開催したのみである。それが規定どおりであるとしても、この頻度では所期の目的達成は難しいと思われる。例外的に活発に活動したソウル市の第1期人権委員会は、実際、自治体の人権事項を審議・議決する権限を行使したのみならず、人権教育の効果を高め、タサン・コールセンターの相談員の人権改善のための勧告をおこない、人権セミナーやフォーラムを開催し、様々な人権の争点について公の場で議論することを図るなど独立した機構の性格をもって多くの成果を出した。

人権委員会がきちんと運営されなかったとしても、人権条例の主な成果は、「人権」が、 行政部署の業務として認識されだしたことだと考えられる。まだ人権が福祉に関わるもの と狭く理解している傾向はあるが、人権基本計画の策定、人権教育などの領域が生まれ、「人 権に関する業務」が業務分掌の一項目になったのである。実際、大部分の自治体の取り組みは、人権委員会の設置と運営、人権条例で規定された人権教育の計画と実施から抜け出していない。そしてソウル特別市と光州広域市を除く広域自治体は、専門部署の設置や、専門の職員の配置をせず、他の業務とともに担当している状況であった。そのため人権に関する事業を企画・実施したり、人権に関連する業務を積極的に拡げるのは難しかった。実際、固有の人権に関する業務に対する認識が依然不足しているのである。こうした状況で条例制定の究極の目的である人権行政の実現はなおのこと一層期待できないと思われる。

それでもソウル特別市と光州広域市は、人権の専門部署を設置し、専門職員を配置し、 様々な人権促進の政策を効果的に遂行している。ソウル市では、人権専門部署として設置 した人権担当官室が人権センターの機能を遂行し、人権委員会が定期会合、臨時会合、小 委員会をはじめ、ワークショップ、セミナー、フォーラムを開催するなど人権の促進と実 施の中枢の役割を担っている。また人権政策の年度別施行計画を立てて推進しており、公 務員対象の人権教育を継続実施した。さらに人権侵害を調査し、是正勧告する市民人権保 護官を設置し、市民人権陪審員制を導入・運営した。

光州広域市は、5.18 民主化運動²の担当部署を拡大改組して、専門の人権担当官を置いたが、2014 年 9 月に人権平和協力官に変更され、5.18 関連事業、国際交流事業を兼務するようになった。光州市は、このような体制で、人権基本施策の策定、人権憲章の制定、人権指標の開発、人権まちづくり事業の推進など様々な政策や事業を実施し、また人権オンブズマン設置など実質的な人権侵害の救済をおこなった。

人権領域の専門性を考慮するなら専門部署や専門機関の設置は、取り組みの成果を高めるのに必須であり、効果のある条件である。しかしソウルと光州、そして2014年4月に人権センターを設置した江原道を除いた他の広域自治体は、専門機関や専門部署を置いていない。つまり、条例は制定したが、定着せず、専門的な人材の主導の下に遂行されなかったのである。ゆえに人権専門部署の設置と業務の拡大は住民の人権の促進と擁護に向けた実質的な人権行政をおこなうための主な要件であると考えられる。

2) 基礎自治体の人権条例の制定と運営の状況

基礎自治体は、住民の日常生活とより密接にかかわっている。この点で基礎自治体の人権行政の実現は、実質的に社会全般の人権促進に寄与する礎になるだろう。しかし、全体的に基礎自治体はまだ取り組みを推進する実質的な与件を十分に備えていない。広域自治

² 1980 年 5 月 18 日から 27 日にかけて光州市民が戒厳令撤廃と全斗煥退陣を求め、民主主義の 実現のためのデモと抗争をくり広げたが、戒厳軍によって領圧された。1995 年に「5:18 民主化

実現のためのデモと抗争をくり広げたが、戒厳軍によって鎮圧された。1995年に「5·18 民主化 運動等に関する特別法」などが制定されるなど、後に韓国の民主化のための市民蜂起として位置 づけられた。

体は人権条例を制定したが、基礎自治体は前述したように人権条例を制定していないところが多かった。特に農村地域の基礎自治体の制定の水準が低かった。広域自治体においては、ソウル市と広域市内の基礎自治体が、人権条例の制定と人権促進の事業を比較的活発に行った。【表 2】でわかるように、ソウル市の25区の内11が人権条例を制定した(44%)。

人権条例を制定したソウル市の11の区も地域によって人権実施の現状は大きく異なる。 自治体の人権委員会は5カ所にのみ設置されたが、その中で道峰(トボン)区と城東(ソンドン)区は2014年に一回開催したのみで、西大門(ソデムン)区、城北(ソンブク)区、永登浦(ヨンドゥンポ)区のみが実質的に機能した。この3区は人権専門の行政職員を配置し、人権政策と事業を推進した。特に、城北(ソンブク)区のケースが注目される。

城北(ソンブク)区は、2010年から「人権都市、城北」を掲げて推進委員会を構成し、 様々な事業を企画・実施し、人権に根ざした地域コミュニティを作ろうとしてきた。自治 体の執行部内に人権部署を設置し、人権関連の事業を専門的に行い、2012 年にはソウル市 の基礎自治体の中で最初に人権条例を制定し、人権政策と事業の法的根拠を作り、事業の 継続性を強化した。特に、全国で初めて人権影響評価を実施し、人権の側面から行政事項 を評価し、人権を基盤にした行政を促進しようとした。自治法規の制定・改定、投票所設 置、歳出予算事業、住宅再開発の整備事業などに対する人権影響評価をモデル的に施行し、 新しく建てる住民センターは、人権専門家と協議し人権に根ざした建物を作ろうとした。 また若者の労働実態を調査し、人権白書を発刊して、人権促進の政策や事業の資料として 活用しようとし、区庁の職員、教員は、福祉施設従事者、一般住民など、対象によって多 様な人権教育を継続実施した。例を挙げると、「住民人権学校」、「教員人権キャンプ」で対 象に応じた人権教育のスタイルを模索し、「人権のまち学校」の運営や人権図書館の文化行 事において住民参加を促した。こうした事業の効果を高め、持続するために、人権専門機 関を設置し、行政職員が業務を専門に担当するよう職員を配置したことが注目される。最 初は監査官が業務を担当したが、人権センターとして発展的に改組した。城北区の経験は 他の自治体にグッド・プラクティスになるだろう。今後、これに対するより深い評価や研 究がなされ、自治体行政の事例として活用する必要があると思われる。

ソウルの他のいくつかの基礎自治体も独自の事業を立案し、事業促進を図った。西大門 区は、人権基本計画を樹立する一方、住民たちの人権理解と感受性を高めるための住民人 権学校を開設、地域のお祭りで人権ブースの設置運営などを行った。また、道峰区は住民 人権学校を、銅雀(トンジャク)区は公務員の人権教育などの事業をはじめた。しかしソ ウル全体でみれば、広域自治体の積極的な政策や事業推進に比べ、全般的に基礎自治体は あまり活発ではなかった。

他の広域自治体下にある基礎自治体も、ソウルと同様に、人権条例制定や人権行政の実施の水準が異なっている。まず釜山広域市では【表3】のとおり、16区の内9区で制定された。これは広域自治体の中で、基礎自治体の人権条例の比率がもっとも高い(56.2%)。海雲台(ヘウンデ)区が2010年11月に基礎自治体として全国初の人権条例を制定して以

降、12月に水営(スヨン)区、翌年5月に南(ナム)区などが続いて制定し、釜山は基礎 自治体の人権条例制定の先導地域となった。

しかし、人権条例の実質的な運営は他地域より劣っていた。人権条例を制定した9区の内、人権委員会を設置したのは4区のみであった。2014年は、釜山鎮(プサンジン)区と海雲台区は会議を1回開催したのみで、北(プク)区と中(チュン)区は一度も開催しなかった。また海雲台区を除くすべての区が人権基本計画を策定せず、人権教育も実施しなかった。釜山鎮区が人権の広報物を制作配布し、水営(スヨン)区が高齢福祉施設の人権実態調査をしたが、全般的に人権施策は不振であった。そしてどこも人権専門の行政職員を配置していない。一人で民願などの業務を兼任しながら取り組むという状況では、まともに人権政策や事業を推進するのは難しい。釜山の基礎自治体は、先導して人権条例を制定したが、条例の中身の遂行という後続の措置をきちんと取らなかった。

釜山に負けず劣らず、人権行政が振るわない広域市は、仁川(インチョン)と大邱(テグ)であった。仁川は広域自治体のみならず基礎自治体10区すべてで人権条例が制定されなかった。大邱は、【表4】のとおり、基礎自治体8区の内、2区が制定されたが、どちらも人権委員会が設置されなかった。担当者一人が他の業務と兼務し、2014年度は人権事業を全く実施しなかった。

釜山、大邱、仁川と違い、光州、蔚山、大田の基礎自治体は人権条例の制定をはじめとして人権行政を積極的に推進しようとした。【<u>表4</u>】のとおり、光州の5区、蔚山の5つの基礎自治体の全て、そして大田の5区のうち4区が人権条例を制定した。しかし、広域市の人権行政推進状況は地域ごとに大きな違いがある。

光州市は、光州広域市のみならず、光州市内のすべての基礎自治体で人権条例を制定され人権委員会が設置された。行政当局、地域市民団体、人権専門家の間の協力体制が築かれ、専門の担当者を置いて様々な取り組みがおこなわれた。そして南(ナム)区を除く4区が人権基本計画を策定し、中長期計画の下で人権政策と事業を推進した。このように光州広域と基礎自治体が人権行政を積極的に推進する背景には、5.18民主化運動の歴史的遺産を民主主義と人権促進につなげようとする自治体と市民社会の努力がある。

蔚山市の基礎自治体 5 区はすべて人権条例を制定したが、地域ごとに実施状況は違いがある。東(トン)区では 1980 年代に活発であった労働運動の「歴史的遺産」を強調して、人権行政が推進され、2011 年 11 月に基礎自治体として全国初の人権委員会が設置された。この人権委員会は条例制定を推進した市民団体と自治体が協力するという性格を有し、人権政策と事業推進の中枢的な役割を担った。この流れが北(プク)区へ広がり、2012 年 3 月に人権委員会が設置された。その後、蔚州(ウルチュ)郡では 2015 年 1 月に設置されたが、中(チュン)区と南(ナム)区にはまだ設置されていない。蔚山市は広域市でも基礎自治体でもすべて人権の専門職員を配置せず、兼務にして人権政策を積極的に推進しなかった。特に 2014 年、地方選挙でセヌリ党(現在の与党)候補が広域市と基礎自治体の長にすべて当選して、人権政策は更に鈍る傾向を見せた。

大田 (テジョン) 市の場合、他の広域市より遅く 2014 年と 2015 年に 4 区すべてにおいて人権条例が制定されたが、どの区も人権委員会が設置されず、人権事業の実績報告もなかった。済州特別自治道では、2015 年 10 月に議員発議で人権条例が制定されたが、2 つの基礎自治体はまだ制定していない。

このように広域市の人権行政は地域によって大きな違いがある。その違いは、「道」レベルで見ると一層あきらかになった。特に農村地域が大きく振るわない。この現象はソウルをとりまく京畿道でもはっきりと現れた。<<u>表5</u>>のとおり、28 市と 3 郡の 31 の基礎自治体がある京畿道では、8 市のみが制定し、「郡」は一つも制定していない。

人権条例を制定した8市も人権行政の推進状況がそれぞれ違う。光明市、城南市、水原市の3市だけ自治体人権委員会が設置され、光明市と水原市の2市民のみで人権センターが設置されて人権専門担当者が配置され、人権教育などの事業を実施した。水原市の場合、人権委員会の運営の過程で対立があったが、人権委員会では人権に関する主要な事項が議論された。

水原市は2014年に実態調査を実施して、人権基本計画を策定し、公務員、市傘下の機関の職員、市議会事務局、市民対象にした人権教育を実施し、3千万ウォン(約300万円)の予算で5つの人権促進の官民協力事業を実施した。そして自治法規の制定・改正時、人権チームを経由して、人権に根ざした法規になるようにした。主要な人権政策は、人権委員会の諮問を受けるようにするなど、人権行政をめざしていこうとした。また光明市は、市民人権教育を実施し、「光明市民人権学堂」を運営し、人権アイデアの公募展を行った。しかし水原市と光明市を除いた他の自治体では、担当者は他の業務も担い、事業を推進した実績はなかった。

京畿道の都心にある自治体及び郡部を除いて、「道」内の基礎自治体は人権事業をまったく施行していなかった。まず、全般的に人権条例の制定率も低かった。【表6】のとおり、人権条例が制定されたところは、江原道で7市の内1市、11郡の内1郡、忠清南道は、7市の内3市、8郡の内1郡のみであった。忠清北道では、3市、8郡のいずれも制定されなかった。全羅北道は、6市の内2市のみで制定され、8郡はどこも制定されなかった。全羅南道は、5市の内、1市、17郡の内、3郡のみで制定された。慶尚北道は10市の内2市、13郡の内1郡というように京畿道を除いた「道」内の基礎自治体121の内、人権条例が制定されたところは19にとどまっている(15.7%)。その中で人権委員会を設置した自治体は皆無で、2014年の事業関連事業の実績も皆無であった。一部地域において人権委員会設置や人権教育の計画をするという報告があったぐらいである。人権条例は制定されたものの実質的な実施がなかったのである。

3. 人権条例の運営の特徴

これまで人権条例の制定と運営の現状について簡単に考察した。2006年に、晋州で人権

条例の制定運動が始まって 10 年、2009 年に光州で実質的な人権条例が制定されて 6 年が経ち、2012 年の国家人権委員会の勧告以降、人権条例を制定した自治体が大きく増加したが、基礎自治体による制定は全般的に低調であった。ソウルと広域市内の基礎自治体では 50%近くになったが、「道」の他の基礎自治体(市)は、25%、農村地域は 10%にとどまった。ほとんどの場合、地方議員の発議や自治体の長の意思によって人権条例が制定されるということは、人権条例が制定されていないのは首長や地方議員が地域住民の人権の促進と擁護に対する関心が低く、人権意識や理解が不足しているからであると思われる。また市民社会や地域住民が積極的に要求しないからであると思われる。ゆえに人権条例に対する理解と認識を高める努力がなお必要である。

人権条例が制定された自治体も、条例の実施状況を見ると、条例に基づく実施が行われたとは言いがたい状況である。条例施行規則が制定されているのは、広域自治体では光州、江原道、全羅南道の3か所と、基礎自治体ではソウルの城北区、京畿道の光明市と水原市の3か所に過ぎなかった。また、条例に規定された事項を実施する水準も低かった。したがって人権条例の趣旨を生かすための社会的関心と努力が必要であると考えられる。とりわけ条例制定にとどまらず、効果的に実施することが重要であるという認識が重要である。ほとんどの自治体で人権条例に盛り込まれている内容は大きく3点ある。まず、自治体の人権委員会設置と運営である。人権に関わる事項を審議議決する権限を持つこの機関は一般的な自治体の委員会とは違い、行政部署ではないが、自治体によって行政機関間の調整、人権教育等の人権政策や事業に関して首長に勧告する権限をもって活動する。そのため自治体の人権委員会は、自治体の長が条件を付議すれば、地域社会の人権状況を公に議論する場にもなる。また行政当局、市民団体、人権に脆弱な当事者、専門家などが参加するので、地域社会の人権ガバナンスに発展する土台にもなると期待される。この点で自治体の人権委員会の責務は重く、期待が大きい。

しかしこのような重要性があるにもかかわらず、前述したように自治体の人権委員会の実態をみると、全体として大きくふるわない。人権条例を制定した広域自治体16の内、人権委員会が設置されたところが11 (68.7%)で、基礎自治体では設置もまったくできていない。設置の状況も地域によって大きく違う。ソウルと広域市内の基礎自治体では人権条例が制定された36の内、17 (61.2%)で設置された。人権条例は制定を含めて数えるとソウルは20% (25区の内5区)、プサンは25% (16区の内、4区)であり、大邱は1区もない。ただし光州の基礎自治体ですべて設置されたという点は特別である。「道」内の基礎自治体では京畿道の3市を除いてどこも設置されなかった。人権委員会の設置が人権条例の主要な内容であるという点からみると、人権条例が制定されても、きちんと運営されているところはほとんどないということである。甚だしくは、人権委員会が設置されても、本来の任務をきちんと遂行しているところはほとんどない。これは自治体の人権行政の実施システムが全体として作動していないことを示している。

人権条例の2番目の主要な内容は、人権基本計画の策定と推進である。人権基本計画の

策定は、人権の履行を促進する基本的な枠組みを作るものである。すなわち、人権政策や 事業を含めて分野別の課題と目標を設定して推進方策を提示することで、人権行政の座標 を設定し、人権推進の方向と指針の準備をするのである。その過程で住民の人権状況を反 映し、人権行政のめざす方向と展望が盛り込まれる。したがって人権基本計画の策定と施 行は地域社会の構成員の参加が成功のカギである。特に自治体の長の意志が大きく作用す る。

人権基本計画の策定と施行には予算を必要とし、政策と事業を後ろ立てしなければならないので、どう進展しているかは自治体ごとに違う。ソウル市やソウルの城北区のように人権委員会が人権基本計画の策定をはじめ人権事項を主導したり、蔚山市の東区のように人権委員会の設置と人権基本計画の策定が並行して推進されることもあり、また釜山市の海雲台区のように人権委員会は設置されず、関心のある区議員の積極的な推進によって大学の研究所に任せて策定したケースもある。しかし、ほとんどの自治体では、人権条例に定められていても人権基本計画が策定されなかった。通常は、人権基本計画が策定されれば、まず予算を確保して、次に大学の研究所のような専門研究機関に委託してプロジェクトを作る。ところが、人権状況を把握する実態調査も行われず、また実施の機能性を考慮したり「人権に根ざしたコミュニティ作り」という目標を明瞭に設定されない場合もある。策定だけではなく、施行する過程にも住民の参加が得られるかどうかが成功を決める主な鍵である。しかし住民、特に人権に脆弱な当事者の意見や状況を十分に反映しないため、誠実に施行される可能性が低いケースもある。また人権基本計画の内容を住民に広く知らせたり、各界各層の意見を反映させる努力も無いまま、計画策定をもって事業の成果とする傾向さえ出てきた。

各地の人権基本計画の内容を十分に検討した研究はまだ見出だせていない。また計画通りに推進しているのかを評価するだけの時間が経過していない。ゆえに、内容と成果、そして施行の過程における自治体の経験について把握する探究が望まれる。その探究の結果は、人権基本計画を策定しようとする自治体に対し、既存の基本計画を批判的に検討し活用するのに役に立つはずである。同時に地域の状況を反映した人権基本計画の方策を探すのに役に立つはずである。

人権条例の3番目の主な内容は人権教育の実施である。人権教育は人権の重要性を認識し、日常生活で人権を促進し改善しようとする姿勢に変化をもたらす。人権の認識改善は、実際に人権の発展に寄与する主な要素である。大部分の人権条例が人権教育の実施を義務条項として定めている。人権教育法のような上位の法令が無い状況の中で、人権意識を高め、人権文化と価値を広げようとする自治体の人権教育は、人権に根ざした地域コミュニティ作りに寄与する土壌を作る。しかし人権教育のやり方によって効果の差が大きいという点で、自治体の誠実な準備と推進が求められる。教育効果を高めるためには定期的で持続的な実施が重要である。また対象者に合わせた方法や内容が求められる。カスタマイズされた教育をめざし、住民の積極的な参加をうながす方策が模索されなければならない。

しかしほとんどの自治体は、こうした特性を考慮しないまま条例の規定にしたがって実績主義で人権教育を実施しているのである。例えば、対象者を分けずに数百人ずつ一般的な注入式の講演を行うと、規定の回数はこなせるが教育効果は低くならざるをえない。ソウルの城北区や西大門区のように、一部自治体は教育対象によって様々なスタイルの教育を実施している。特に受講した住民たちを人権促進の活動に活用するプログラムを導入している。また光州市のように、公務員の研修課程に人権分野を含むようにし、人権基盤の行政をめざす土壌作りをしている。このように自治体毎に様々なスタイルや内容の人権教育を実施するために、それをフォローする方策の模索や条件を整えることが必要である。人権教育や人権政策の策定と施行には専門的な素養が要求される。この点で、各自治体において研究者と人権活動家との協力を積極的に模索することが重要である。また、自治体間、そして人権専門機関との協力や情報交換が必要であると判断される。

これまで述べてきた自治体の人権委員会、人権基本計画、人権教育以外にも自治体毎に人権促進の様々な方策が条例に反映されている。例えば、人権影響評価、人権センター設立、人権の実態調査、人権白書発刊等が人権条例に規定されている。人権条例の運営の水準は全体としては不十分ではあるが、肯定できるのは、一部自治体が人権都市作りを目標に掲げ、人権に根ざした地域コミュニティを作っていく法的基盤として人権条例を積極的に活用していたことである。特に、ソウル、光州、蔚山、京畿道等は、評価できる。光州やソウル城北区では人権影響評価を実施し、ソウルや光州は人権モニタリング制度、市民人権保護官や人権オンブズマンのような制度を導入し、住民の人権侵害の救済、被害の防止、人権の促進をめざした人権行政を実施しようとした。そして「ワークショップ」、「セミナー」、「フォーラム」、「政策ラウンド」のような名称の政策討論会を開き、人権促進の方策について地域コミュニティの人たちが集まって模索した。

こうした多角的な模索は、人権の地域化に大きく貢献するものとして期待される。

ソウル、光州、江原道等の広域自治体とソウル城北区、西大門区、永登浦区、光州の全区、京畿道光明市と水原市といった基礎自治体は、人権に業務を専担する機関や部署を設置し担当者を配置し、人権促進を図ろうとしている。しかし大部分の自治体は最小限の人員のみ置いて、他の業務と兼務させている。人権条例は制定したけれども、施策が多くないうえに、人権に関する業務が「付随的業務」と認識されていることの反映である。人権行政を行うために、人権政策の策定と事業の誠実な履行が要求されるが、そのスタートは、人権委員会の構成と人権専担の職員の配置であるといえる。住民の人権を向上させる事業を持続するために一定水準の人材の配置と固有の業務が遂行されなければならないからである。人材を配置しない状況で、政策の策定や事業推進が効果的になされるのは困難である。つまり、自治体の人権委員会のような機関の設置と人権担当職員の配置は、自治体政策や事業を推進するための基本要件である。

全体としては人権条例の履行が進んでいないが、条例制定からはじまった注目できる変化は、行政に「人権」という要素が浸透しはじめたことであった。人権条例を制定した自

治体は、たとえ副次的な業務となっていても「人権に関する業務」の領域を認識し、担当者を配置し、人権関連の事業を実施しようとしている。人権に関する業務と兼務になっている業務のほとんどが住民の活動や動向の把握、選挙、住民自治センター、教育支援、民願等、自治行政に関するものということは、人権が住民の生活とつながっているという認識を持っていることの反映であると思われる。特に、自治体の人権委員会を設置したところは、人権促進の政策樹立や事業が活発に進められている。そして、人権教育の計画や人権基本計画の策定を今後の推進すべき事業の項目に入れている。また担当者が国家人権委員会、大学の研究機関、市民団体等が主催する人権に関するワークショップに参加して人権行政の感受性を高め、人権条例の実施を模索する事例が増えている。人権条例が制定されなかったとしたら、その程度の成果さえもなかったと予測される。その端的な証拠として人権条例が未制定の自治体では人権に関する事項がどう扱われているのかさえ把握されていない実情がある。

4、地域社会の人権発展の方策の模索

人権条例は、人権憲章や人権宣言のように趣旨を明示する文書ではなく、実質的に人権 促進を行う法的装置である。しかし人権の地域化の水準が低い状況では、人権条例の制定 は人権の重要性に気づき、人権に根ざした地域コミュニティを作るという決議でもあり、 それを推進する社会的装置でもある。条例制定は法の統治に基盤を置いている民主主義の 精神を反映したものである。しかし既に考察したように、人権条例が制定されていないと ころが多く、人権条例を制定しても、施行されず、成果を期待するのが難しい状況である。 こうした点を勘案し、人権条例の実施を中心にして、地域社会の人権促進を高める方策を 模索していこうと考えている。

まず、人権条例の制定と併せて、正しい施行が重要である。なぜ人権条例がきちんと施行されないのか?条例の規定をきちんと施行しないのは、法の支配を根幹とする民主主義の精神と制度を無視するものである。民主主義社会であるならば、条例の規定は守られなければならない。規定の順守を厳格に要求する次元では、「~することができる」という任意条項ではなく、「~しなければならない」という強制または義務条項として定められることもある。にもかかわらず、人権条例の規定がきちんと守られないでいる。例えば、大部分の自治体が人権委員会の設置を規定どおりに履行していない。附則に規定された構成の期限も守られていない。例えば、慶尚南道固城郡では2012年7月に条例が制定され、3か月以内の委員会の設置が附則に明記されていたし、慶尚南道の晋州市の議員が条例を発議する過程で、執行部と協議して2012年10月の公布後5か月内に設置すると附則に規定しているが、どちらも現在なお人権委員会を設置していない。

この他にも人権基本計画の策定、人権教育の実施等主要な内容がほとんど守られていない。規定を守らないのは、地方の民主主義の水準が立ち遅れているということを反映して

いる。人権条例を制定し、きちんと運営するために地域の民主主義が発展されなければな らない。条例制定の権限は、地方議会にあるが、公布・施行するのは自治体の長の責務で ある。人権条例が正しく施行されるよう自治体の行政に対する監視と評価がされなければ ならない。このため一次的に自治体の執行部に対する地方議会の事務監視権限を活用して 人権条例の施行過程や結果をモニタリングして、正しく施行されるようにすることが必要 である。さらに、市民団体は自治体政策を評価・批判して正しい施行を追求する活動を持 続的に行わなければならない。市民団体の役割の遂行は、市民社会の発展と住民参加によ ってさらに円滑になる。つまり、市民社会が発展すれば、自治体の無責任さや責任放棄を 効果的にただし、改善に引っ張っていく力量を持つようになる。それにしたがって、市民 社会の影響力も大きくなり、自治体も無視できない監視者に発展し、地域社会の人権ガバ ナンスの一員として位置づくようになる。住民は選挙や地域世論を通じて自治体の長や地 方議員の活動を評価し、圧力を加えるようになる。選出式の自治体の長や地方議員は住民 の世論を無視できないのである。例えば、人権条例が忠実に実施されるかどうかは首長個 人の素養や良識によるのではなく、地域社会の人たちの関心と行動によって決まるもので ある。絶えることなく地域の人権状況に関心をもって評価しモニタリングすることが、人 権条例の制定以降を決定づける主要な要素である。つまり、人権条例の誠実な施行のため には人々の認識を変えることと実践が重要なのである。もし、自治体の行政措置の内容や 成果に対し住民の関心が低調ならば、自治体は人権条例を規定どおりに施行しようとしな いだろう。そのため人権委員会のような組織を活用し、地域社会全体の協力を引っ張り込 むことが人権の地域化をうまく推進できる鍵となるのだ。このような一連のプロセスは地 域の民主主義が成熟しているかどうかで決まる。

2番目に、人権条例が効果的に実施される条件づくりが必要である。自治体の住民が関心をもたなければ、制定さえ難しい。一旦条例が制定された後の施行は自治体の長にかかっている。条例の制定権は地方議会にあるが、実質的な運営は自治体がおこなう。それゆえ首長が条例を施行しないとそれを是正する方策を探すのが難しい。事務を監査する権限を持っている地方議会が首長に圧力をかけることができるが、最終的に実現できるかどうかは首長による。また、市民団体や住民が条例の履行状況を監視し評価し、進んでいない事項を要求できるが、それを受け入れるかどうかはもっぱら自治体の長次第である。そのため地域民主主義の定着と発展が一層重要である。人権条例の実施には自治体の長の認識と意志が重要であるが、地域社会のまた違う主要なアクター(行為者)である地域議会、市民団体、住民の役割が影響を及ぼす。

前述したように、人権条例の規定にしたがい自治体の人権委員会設置と活性化、人権 基本計画の策定と執行、人権教育の実施がうまくなされるためには、いくつか条件が必要 である。そうした条件の中で、核心となるのは、人権政策と事業を実施し執行する専担部 署の設置と担当者の配置である。そして、彼らが政策と事業を推進するには予算が必要で ある。その他に人権侵害を救済し、防止する人権監視官制度の導入、自治体レベルの人権 救済の方策の制度化、人権影響評価の実施、人権実態調査等の模索と推進が必要である。

しかし人材の配置は自治体の長の権限に属する。また予算も地方議会で審議し決定する が、予算編成と執行の権限は自治体執行部にある。そのために人権条例の実質的な運営の 水準は、自治体の長の関心と意志により決まるという主張は全く間違っていない。しかし ほとんどの人権条例は自治体の長の責務を規定している。つまり自治体の長は人権中心の 行政をおこない、人権に根ざした地域社会づくりをしなければならないという責務を負っ ている。地域のコミュニティの人権実施の水準を高め、住民の人権を保護・促進し、自治 体の行政を人権に根ざした人権条例の制定の目的と趣旨を反映したものである。これまで 述べたように人権条例の効果的な実現のための政策樹立と事業計画及び実行、人権専担の 機構の設置と担当者の配置、予算編成など首長の権限や影響の下にある事項がきちんと実 施されないのは自治体の長の責務を正しく遂行しなかったということがみえてくる。また 自治体の人権委員会が設置されなかったことも、設置されたといってもソウルと光州を除 いた広域自治体、ソウル城北区、西大門区、永登浦区、光州の自治体の一部、京畿道光明 市、水原市を除いた大部分がきちんと運営していないことも、自治体の長が責務を履行し なかったということを意味する。このような状況もまた地域の民主主義がきちんと作用し ていないことにつながっている。つまり自治体の長の関心や意志に関係なく、ひいては首 長が変わっても揺らがない制定的なシステムを作ることが必要である。こうした点で人権 条例の実施を制定化する多様な方策を探しているところである。その一つとして人権条例 の制定と正しい運営のための「人権法」のような上位法の制定が模索されている。

最後に、地域間の連帯と協力が必要である。人権の実現のために多角的な方策が求められるが、その一つとして様々なレベルの連帯を強調しておきたい。地域間の連帯と協力は、自治体レベルで、あるいは自治体の人権委員会の間で、あるいは市民社会レベル、あるいは人権団体の間でなされようになる。このような活動は、各地域が経験した人権促進の方策についての実質的な情報交換が効果的にされるようになる。地域間の連帯と協力を通じて自分の地域を人権に根ざしたコミュニティにしていこうという方策を点検し模索するようになる。さらに地域を通じて社会全体を変えることができるという認識を強化するようになるだろう。すなわち地域間の連帯は、コミュニティの人権実現を越えて、韓国社会に変化をもたらす方策である。各地域がそれぞれにやっていくのではなく共に進めながら社会全体を人権に根ざしたものに変えていくことに協力するのである。社会全体が変われば、その恩恵を地域社会が受けるようになるだろう。

5、おわりに

これまで述べたように、急速に人権条例の制定が拡大したが、依然不十分である。特に、「道」内の基礎自治体の制定の水準が低い。そして人権条例を制定した自治体も全般的に 条例内容をきちんと実施していない。つまり人権条例の主な内容である自治体の人権委員 会設置、人権基本計画の策定、人権教育の実施等をきちんと実施しているところがほとんどない。したがって、地域コミュニティの人権促進の法的基盤である人権条例の制定と実施に対する社会的関心が望まれる。人権条例の制定は人権に根ざした地域コミュニティ作りのための積極的な行政措置の出発であり、その実施は地域社会の人権促進をもたらすという認識が必要である。本稿はこのことと共に人権条例の正しい実施と地域社会の人権発展の方策として3点を強調した。

まず、地域の民主主義の発展が人権促進の核心であるという点を指摘した。このため地域社会の構成員がそれぞれの固有の役割を誠実に遂行するべきである。人権政策の策定と施行を担っている自治体の執行部と、執行部の事務を監視し予算を審議する地方議会の役割が重要である。特に首長の関心と意志は人権行政の実施と地域の人権の発展に影響を及ぼす核心的な要素である。また自治体の監視と人権促進の活動の評価に市民社会と住民が積極的に参加することが重要である。2番目に人権条例の実施のための制度的システム作りが必要であるという点を強調した。特に人権専担機関の設置と担当職員の配置、そして人権の促進のための予算編成は人権の実現に必要な核心の条件である。3番目に地域間の連帯と協力を強調した。それぞれの地域は他の地域と連帯し協力することで地域の人権促進のための情報と知識を交換しながら、人権に根ざした地域社会のための方策を共に模索するようになる。このような地域間の連帯と協力は社会全体の人権促進に寄与するであろう。

これまで人権条例の制定と運営を調べ、その特徴を把握して地域社会の人権の発展の方策を模索した。地域コミュニティの人権促進のための制度的なシステム構築の方策は、各地域の所与の条件を反映するものである。したがって今後、各地域の人権条例の運営の方策をさらに深く調べ、地域間の違いについて探究することが求められる。各自治体が、地域住民の人権侵害にどのように対処するのか、人権促進と直結した地域の民主主義発展のための社会の努力がどのようになされるのか、また住民、特に人権の脅威にさらされている当事者が人権促進の活動にどのように参加するのかなど、多様なテーマについて深い探究が求められる。このような探究は地域社会の人権状況に対する幅広い理解と人権促進の方策作りに寄与するであろう。

(翻訳:朴君愛 / 都民樹)

参考文献

カン・ヒョンス (강 현수)、「『都市に対する権利』概念及び実践運動のながれ」、『空間と社会』第 32 号 (2009) p. 42-p. 90 カン・ヒョンス (강 현수)、「人権影響評価と地方行政:ソウル城北区の事例を中心に」『第 4 回人権都市フォーラム (韓国人権財団主催、2013. 2. 27) 資料集』p. 3-37

国家人権委員会、『2012 国家人権委員会年間報告書』(国家人権委員会、2013).

国家人権委員会、「地方自治体の人権制度構築の現状」、『国家人権委員会人権制度ソウル京畿江原 ワークショップ(2015.7.17)資料集』

金仲燮(キム・ジュンソプ)、「人権の社会的認識と実践」金仲燮(編)『韓国地域社会の人権: 2001 晋州地域事例研究』(図書出版오름, 2001) p. 15-p. 48

金仲燮、「地域コミュニティと人権:人権実行の促進法案を探る」、『現象と認識』(韓国人文社会学会)30巻4号(2006)p.131-p.153

金仲燮、「地域社会の人権発展と条例制定:晋州市の事例を中心に」,『現象と認識』31巻 4号(2007)p. 33-p. 56

金仲燮、「人権条例制定の意味と法的根拠:晋州市の事例を中心に」『現象と認識』33 巻 4 号(2009), p. 117-p. 137

金仲燮、「地方自治発展と人権条例制定運動:晋州市の事例を中心に」『現象と認識』35 巻 4 号(2011) p. 119-p. 144

金仲燮、「人権に基盤を置いた行政とは何か?」『第2回 人権都市フォーラム資料集』(韓国人権財団・慶尚大学 主催,2012)

金仲燮 編、『韓国地域社会の人権:2001晋州地域事例研究』(図書出版오름,2001)

ノ・ヒョンス (노 현수)、「地方自治体の人権条例に関する研究:国際人権政権の地域化を中心に」博士学位論文(嶺南大学大学院,2012)

パク・ジン(박 진)、「韓国における地域人権の制度化:水原市人権委員会の活動を中心に」、『韓国で地域人権の制度化、その成果と課題』(ソウル大学人権センター、(社)人権政策研究所主催討論資料集、2015) p. 37-p. 48

アン・ジン (안 진)、「人権条例制定運動の成果と限界:光州広域市,全羅北道,蔚山広域市の人権基本条例を中心に」、『法学論叢』(全南大学 法学研究所) 第31集 第2号 (2011)p.531-p.568

アン・ヒョソプ (안 효섭)、「人権条例に関する研究」,『法学研究』(忠南大学法学研究所) 25 巻 1 号 (2014)p. 293-p. 320

ヤン・チョンス(양 천수)、「多文化時代の人権法政策:大邱慶北地域の人権条例政策を例にして」,『嶺南法学』31巻(2010)p. 1-p. 26

ユ・ナミョン (유 남영)、「人権基本法制定のために」, 『ジャスティス』通巻第 129 号 (2012) p. 59-p. 78 ウン・ウグン (은 우근)、「人権ガバナンスの実現としての人権都市:光州広域市を中心に」, 『民主主義と人権』(全南大学 5.18 研究所) 第 9 巻 1 号 (2009) p. 121-p. 147

イ・ヒョンジェ (이 현재)、「韓国型人権都市運動のジレンマ克服のための哲学的模索」,『民主主義と人権』(全南大学 5.18 研究所) 13 巻 1 号 (2013)p. 143-p. 165

チョン・ヨンソン (정 영선)、「人権条例制定の動向とその後の課題」,『法学論叢』(朝鮮大学)18 巻 2 号 (2011) p. 157 - p. 189 チョン・ヨンソン (정 영선)、「地方自治体制度発展の方向と課題」,『法学論集』(梨花女子大学)第 18 巻 第 2 号 (2014) p. 85-p. 118 チョ・サンギュン (圣 상균)、「人権の観点から見た光州広域市条例の現状」『人権法評論』(全南大学 公益人権法センター)第 2 号 (2008) p. 187-p. 205 チョ・サンギュン (圣 상균) ,「光州広域市人権条例の内容と課題」,『法学論叢』(全南大学 法学研究所)29 集 2 号 (2009) p. 415-p. 436 チョ・サンギュン/ホ・チャンヨン (圣 상균/허 창영),「国内の人権基本条例の現状と内容」,『人権法評論』(全南大学 公益人権法センター) 8 号 (2012) p. 191-p. 218

▲一番上に戻る

【表 1】広域の地方自治体での人権条例の現況

No.	広域自治体	制定日・	自治体の	人権条例	/ 業務の	担当部署				条例	に基づい	、た 14 年	度の代表的な事業例	
		改正日	人権委員会											
			設立年月	委員数	14 年度	役割機能		管理	!者の業	担	担当者の	の業務		
				(委員	会議の			務		当				
				長を含	開催件	政策の	人権	業	他業務	者	業務	他業	他業務の内容	
				む)	数	審議/	侵害	務	と兼務	数	専担	務と		
						諮問	Ø	専				兼務		
							救済/	担						
							議決							
1	ソウル特別市	2012/09/28	2012. 11	15	10	0	×	0	×	15	0	×	×	○委員会:定例会及び臨時会(10
														回)、小委員会(11回)、その他(ワ
														ークショップ2回/セミナー8回/
														フォーラム 5 回)の開催
														○人権政策の年度別施行計画の策
														定・施行
														○公務員の人権教育の実施
														○人権促進及び擁護活動の支援
														○ソウル市人権委員会の運営
														○市民人権保護官(注1)の運営(人
														権侵害調査及び是正勧告/市民人
														権陪審制の運営)
														♣人権担当官が人権センターの役
														割を担う
2	釜山広域市	2015/02/25	2012. 2.	15	1	0	×	×	0	1	×	0	過去史関連、班の	○ 委員会会議1回(小委1回) の
													定例会	開催

														○人権講師の養成課程/人権トー
														クコンサート/官民合同ワークシ
														ョップ
3	大邱広域市	2014/05/20	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	規則の審査など	×
4	光州広域市	2014/09/01	2009. 12.	15	4	0	×	0	×	4	0	0	5・18 業務、国際交	○人権の核となる指標の選定など
											(3人)	(1人)	流業務	◆人権オンブズマン─救済/議決の
														遂行
5	大田広域市	2014/12/31	2015. 4.	13	2	0	×	×	0	1	×	0	自治行政	○人権政策基本計画の策定の準備
			(再)											
6	蔚山広域市	2015/01/30	2012. 10.	9	2	0	×	×	0	1	×	0	選挙、住民投票	○公務員の人権教育
7	世宗特別自治市	2014/09/22	2015. 1.	15	×	0	×	×	0	1	×	0	自治行政	○人権保障及び増進委員会の構成
														の準備
8	済州特別自治道	2015/10/06	×	×	×	0	×	×	×	1	×	0	自治行政、民主平	×
													和統一(注2)	
9	京畿道	2014/12/31	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	選挙、総務計画	×
10	江原道	2015/03/06	2014. 3.	15	2	0	×	×	0	1	×	0	選挙、分権	○「江原道人権保障及び増進計画」
														の策定
11	忠清北道	2015/01/01	2014. 8.	13	1	0	×	×	0	1	×	0	過去史の整理	○「人権保障及び増進委員会」の
														構成、人権保障基本計画の策定の
														ためのプロジェクト委託
12	忠清南道	2015/02/23	2013. 5.	15	12	0	×	×	0	3	0	×	×	○「忠南道民人権宣言」の宣布、
														人権政策基本計画の策定
13	全羅北道	2015/05/01	2015. 3.	12	×	0	×	×	0	2	×	0	自治行政	×
14	全羅南道	2015/01/02	2015. 6.	15	×	0	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
15	慶尚北道	2013/11/11	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	里長・洞長、行政	×
													区域の平和統一	

16	慶尚南道	2014/10/10	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	訓令例規、道政法	○慶南発展研究院に基本計画の策
													制官	定を依頼 (予定)

- 注1) 人権オンブズマン。ソウル市は公務員を採用して人権侵害を調査し市政を勧告する権限を付与し任務を遂行するようにした。
- 注 2) 国家機関である「民主平和統一諮問会議」(この機関を民主平統、または平統と略す) に関連した業務を担当する。統一問題を担当する国家機関の地域業務を担当する。

▲表1本文に戻る

【表 2】ソウル特別市の基礎自治体における人権条例の現況

No.	基礎自治体	制定日・	自治体の力	人権委員会				人権条例	/業務の担	当部署	2			条例に基づいた'14年度の代表的な
		改正日	設立年月	委員数	14 年度	役割の機	能	管理者の	業務	担	担当者	の業務		事業例
				(委員	会議開	政策の	人権	業務の	他業務	当	業務	他業務	他業務の内容	
				長を含	催の件	審議/	侵害	専担	と兼務	者	の専	と兼務		
				む)	数	諮問	の			の	担			
							救済/			数				
							議決							
1	九老区	2014/12/26	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	監事	×
2	芦原区	2014/05/08	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	契約原価の審	×
													査、日常の監事	
3	道峰区	2013/11/14	2014. 3.	15	1	0	×	×	0	1	×	0	調査	○道峰区の住民人権学校を実施
4	銅雀区	2014/12/24	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	特命事項などの	○住民・公務員の人権教育
													調査	
5	西大門区	2014/12/31	2014. 3.	14	6	0	0	×	0	2	0	0	統計	○人権保障及び増進基本計画の策定
											1人	1人		○第3期・4期の住民人権学校の運営
														○独立民主祭り/人権ブースの運営
6	瑞草区	2015/02/12	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	公職の倫理	X
7	城東区	2014/03/20	2014. 12.	13	1	0	×	×	0	1	×	0	国民の請願に関	○人権委の構成及び会議
													する調査、区長	
													との対話の日	
8	城北区	2012/07/19	2012. 9.	18	9	0	×	0	×	4	0	×	×	○安岩洞に人権庁舎を建設
														○人権白書の発刊
														○職員の人権教育、住民人権学校(6
														期、211名)、教員人権キャンプ (2
														回、80 名)、福祉施設従事者の人権教

														育 (4回、220名)
														○人権影響評価(自治法規 52 件/第 6
														回全国同時地方選挙及び歳出予算事
														業 / 住宅再開発整備事業の人権影
														響評価のモデル実施)
														○人権図書館の文化行事への住民参
														加事業を選定
														○「人権まち学校」の運営を推進
														○働く若者の人権実態調査に着手
														♣人権チーム→人権センターの設置
														(人権センター長の新規採用)
9	陽川区	2015/03/26	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	庶務	×
10	永登浦区	2013/03/21	2014. 4.	15	3	0	×	0	×	2	0	×	×	×
11	恩平区	2015/10/22	×	×	×	0	×	×	×	×	×	0	民願(注3)の受	×
													付	

注 3) 国民が行政機関に対し何がしかの行為や答弁を要請する多様な意思表示をすること。 (参考: http://www.epeople.go.kr/jsp/user/pc/cvreq/UPcCvreqInfo.jsp)

▲表2本文に戻る

【表 3】釜山広域市の基礎自治体における人権条例の現況

				自治体	の人権委員	会				人	権条例/業	務の担当部	3署	
						役割の	機能	管理者	の業務	- 担		担当	4者の業務	
No.	基礎自治体	制定日· 改正日	設立年月	委員数 (委員 長を含 む)	14 年度 会議開 催の件 数	政策の 審議/ 諮問	人権 侵害 の 救済/ 議決	業務の 専担	他業務 と兼務	担当者の数	業務の専担	他業務 と兼務	他業務の内容	条例に基づいた'14 年度の 代表的な事業例
1	南区	2014/12/09	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	選挙、洞行政	×
2	釜山鎮区	2014/12/16	2013. 4.	14	1	0	×	×	0	1	×	0	民願の調査、市民監事官	○人権広告のリーフレット 制作・配布
3	北区	2014/12/17	2012. 3.	13	×	0	×	×	0	1	×	0	住民自治センター	×
4	沙上区	2015/10/22	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	選挙、重要動静	×
5	沙下区	2015/02/17	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	住民登録、職員福祉	×
6	水営区	2014/12/19	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	記録物、庶務	○2014 年老人福祉施設の人 権実態調査
7	蓮堤区	2015/07/20	×	×	×	0	×	×	×	×	×	0	選挙、国内交流	
8	中区	2015/03/31	2012. 12.	11	×	0	×	×	0	1	×	0	選挙、洞行政	×
9	海雲台区	2014/12/22	2010. 11.	15	1	0	×	×	0	1	×	0	高齢者ケアサービス	○社会福祉施設の従事者、公務員の人権教育

▲表3本文に戻る

【表 4】広域市(大邱、光州、蔚山、大田)の基礎自治体における人権条例の現況

広	基礎自治体	制定日·	自治体の人	権委員会				人権条例	/業務の担	当部署	<u>?</u>			条例に基づいた'14年度の
域		改正日	設立年月	委員数	14 年度	役割の	幾能	管理者の	業務	担	担当者の	業務		事業例(代表的な事業例)
自				(委員	会議開	政策	人権	業務の	他業務	当	業務の	他業務	他業務の内容	
治				長を含	催の件	の	侵害	専担	と兼務	者	専担	と兼務		
体				む)	数	審議/	の			の				
						諮問	救済/			数				
							議決							
大	達西区	2015/07/31	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	区民の日、地域コミ	×
邱													ュニティの活性化	
	中区	2015/07/10	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	国民運動団体の支援	×
光	光山区	2013/04/16	2013. 9.	13	3	0	×	0	×	3	0	0	公益活動及びボラン	○人権基本計画の策定、人権教育
州											(1人)	(2人)	ティア	など
	南区	2015/03/30	2013. 1.	13	×	0	×	0	×	2	0	0	監事室の国民請願の	×
											(1人)	(1人)	業務	
	東区	2014/07/22	2013. 12.	13	2	0	×	0	×	11	0	0	町づくり、生涯教育	○人権基本計画の策定、人権教
											(2人)	(9人)		育、公募展など
	北区	2014/12/30	2014.6.	15	2	0	×	0	×	8	0	0	奨学会、学校給食の	○人権基本計画の策定、人権教
											(2人)	(6人)	支援、5・18 業務	育、名誉人権委員
	西区	2014/12/31	2013. 7.	13	×	0	×	0	×	2	×	0	脱北者住民、過去史	○人権基本計画の策定、人権教育
													の業務	など
蔚	南区	2013/01/02	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	事務監事、議会関連	×
山	東区	2011/11/08	2011.11.	11	2	0	×	×	0	1	×	0	教育支援	○人権トゥドゥリム部屋(注4)
														の運営、人権学校の運営、人権教
														育実態調査
	北区	2012/03/05	2012. 3.	12	2	0	×	×	0	1	×	0	広域行政、地方分権	○公務員、施設従事者の人権教育

	中区	2014/12/29	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	選挙、住民投票	×
	蔚州郡	2014/12/26	2015. 1.	×	×	0	×	×	0	1	×	0	住民との対話、移動	○人権委員会の構成(2015年1
													郡守(注5)室	月)
大	大徳区	2014/12/19	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
田	東区	2015/04/10	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	住民自治センターの	×
													運営	
	西区	2014/07/31	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	監事	×
	中区	2015/04/10	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	世論の動向	×

注4) 人権問題申告センター

注5) 郡の長

▲表4本文に戻る

【表 5】京畿道の基礎自治体における人権条例の現況

				自治体	の人権委員	会				人権	条例/業務の	の担当部署		
						役割の	機能	管理和	者の業務			担当者	の業務	
No.	基礎自治体	制定日・改正日	設立年月	委員数 (委員 長を む)	14 年度 会議開 催の件 数	政策の 審議/ 諮問	人権 侵害 の 救済/ 議決	業務 の専 担	他業務 と兼務	担当者の数	業務を専担	他業務 と兼務	他業務の内容	条例に基づいた 14 年度の事業例 (代表的な事業例)
1	高陽市	2015/01/09	×	×	×	×	×	×	0	2	×	0	脱北者住民の支 援、南北交流	×
2	光明市	2014/12/31	2012. 4.	7	10	0	0	0	×	1	0	×	×	○市民人権教育(人権チキミ(見まもり)コースの運営)、光明市民人権学堂 ○人権アイデア公募展 ◆2015. 4. 担当部署を人権センターの兼務へ変更
3	金浦市	2014/12/26	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	監事及び調査	×
4	城南市	2013/08/02	2015. 5.	9	×	0	×	×	0	1	×	0	脱北住民の定着 支援など	×
5	水原市	2015/01/06	2013. 11	13	21	0	×	×	0	3	0	×	×	○人権教育(公務員15回835名/水原市議会事務局1回58名/市傘下の機関・団体23回864名/訪問する市民人権教育82回1,399名)○人権増進のための官民協力事業(5件、3千万ウォン)

														○人権政策人権影響評価(自治法規の制定・改正時、人権チームの経由を制度化/重要人権政策への人権委員会の諮問) ◆人権センター:フルタイム契約職6 級、パートタイム7級で構成
6	烏山市	2015/06/09	×	×	×	×	×	×	×	1	×	0	ボランティア、選 挙の管理	×
7	議政府市	2013/05/20	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	統合防衛協議会 (注 6)、市民の 日、大学生の行政 体験	×
8	華城市	2014/12/05	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	市政	×

注6) 災害防止、民防衛など防衛関連事業を総括して処理する。

▲表5本文に戻る

【表 6】道(京畿道を除く)の基礎自治体における人権条例の現況

広	基礎自治体	制定日付・	自治体の	の人権委員	会			人権条	例/業務の拮	旦当部制	当			条例に基づいた'14年度の事業
域		改正日付	設立	委員数	14 年度	役割の機	絶能	管理者	の業務	担	担当者	の業務		例 (代表的な事業例)
自			年月	(委員	会議開	政策の	人権侵害	業務	他業務	当	業務	他業務	他業務の内容	
治				長を含	催の件	審議/	の救済/	の専	と兼務	者	の専	と兼務		
体				む)	数	諮問	議決	担		の	担			
										数				
江	原州市	2015/01/02	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	政府3.0、規制改革	×
原	寧越郡	2015/01/02	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	法制、訟務審判、公	×
道													職倫理	
忠	瑞山市	2013/04/05	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	○人権増進委員会の構成を準備
清	牙山市	2015/03/16	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
南	天安市	2014/12/11	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治国民請願	○人権条例の実務推進団の構成
道														を協議、人権教育の実務推進団の
														構成を協議
	扶余郡	2014/08/18	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
全	群山市	2013/10/01	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
羅	全州市	2015/05/11	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	住民自治センター、	×
北													脱北住民	
道														
全	木浦市	2012/12/17	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
羅	高興郡	2015/01/01	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
南	宝城郡	2014/12/30	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
道	莞島郡	2015/06/13	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	自治行政	×
慶	亀尾市	2015/01/09	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	市政	×
尚	聞慶市	2012/09/27	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	監事	×

北	高霊郡	2014/12/19	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	行政福祉の業務	×
道														
慶	泗川市	2015/06/09	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	過去史、赤十字	×
尚														
南道	晋州市	2014/12/26	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	社会団体の総合管理	×
	固城郡	2015/01/02	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	動向、過去史	×
坦	咸陽郡	2014/12/30	×	×	×	×	×	×	0	1	×	0	法務一般	×

▲表6本文に戻る

▲一番上に戻る